

市川市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

第１章 オープンデータ推進の基本的な考え方

１ オープンデータ推進の意義

(1) 官民連携による公共サービスの実現

市民や民間企業が本市のデータを利活用する際に、民間のデータを組み合わせることで、市民生活の利便性を高めるサービスや、災害時に有用なサービスなどが生み出される。

(2) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータを横断的に検索・集計・比較することで、施策の変化・特徴の把握や、妥当性の理解・評価が可能になることから、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(3) 経済の活性化、新事業の創出

データの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、コスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となり、地域経済の活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。

２ 推進のための基本原則

(1) 本市が保有するデータは、法令等による制限がある場合を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 効率的にオープンデータを作成できるよう、通常業務におけるデータ作成過程において、機械判読可能なファイル形式データの作成に努める。

- (3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取り組み可能なデータから速やかに着手する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組みを進める。
- (6) データの鮮度管理に努め、少なくとも年に1回以上は更新する。

3 推進体制

全庁的な体制によってオープンデータを推進する。また、全庁的な理解及び普及を図るため、職員に対する研修等を実施する。

第2章 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

1 オープンデータ化の対象となるデータ

本市が保有するデータのうち、市公式Webサイトに公開しているものについては、優先してオープンデータ化の対象とする。

公開していないデータ又は新たに作成、取得、加工等するデータについても、市民等のニーズを考慮した上で順次オープンデータ化に努める。

ただし、以下に該当するデータはオープンデータ化の対象から除くこととする。

ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ

イ 第三者の権利が含まれているデータ(当該第三者から許諾を得たものを除く)

ウ 法令等の規定により加工利用が制限されているデータ

2 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開

ア オープンデータ化するデータは、コンピューターで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造(タグの付け方、表の形式等)とする。

イ 特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(CSV等)や、より高度な利用が可能なデータ形式(XML、RDF等)へと拡大するよう努める。

(2) 公開データの二次利用の原則

ア オープンデータとして公開したデータは、原則として二次利用を認めることとする。

イ データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

また、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう努める。

(3) 個人・法人・団体等から取得したデータの取扱い

本市が保有するデータのうち、個人・法人・団体等から取得したデータをオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該データを提供した者の判断によるものとする。本市は可能な限り当該データを提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、データを提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(4) 二次利用における制限・免責事項の表示

オープンデータとして公開したデータの二次利用について、制限事項及び免責事項を設け、本市公式Webサイト上で表示する。

3 利活用推進のための取り組みの方向性

(1) 利活用推進のための支援

民間から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて各部が連携し対応を検討する。

(2) 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利活用の取り組みについては、その趣旨及び内容を把握した上で推進する。

【参 考】

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。

二次利用

情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用すること。

世界最先端 I T 国家創造宣言

世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向けて、I T ・データ資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 2 5 年 6 月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置づけられている。

電子行政オープンデータ戦略

公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成 2 4 年 7 月に I T 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略。

C S V

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

X M L

Extensible Markup Language の略。多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

R D F

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関するデータを記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

		商用利用	
		許可する	許可しない (NC)
改 変	許可する	 表示 (CC BY)	 表示-非営利 (CC BY-NC)
	許可するが ライセンスの条件は継承 (SA)	 表示-継承 (CC BY-SA)	 表示-非営利-継承 (CC BY-NC-SA)
	許可しない (ND)	 表示-改変禁止 (CC BY-ND)	 表示-非営利-改変禁止 (CC BY-NC-ND)

C C B Y

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。